

## 定期点検記録表

総務省消防庁からの通知「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」（平成 3 年 5 月 28 日付け、消防危第 48 号消防庁危険物規制課長通知）で示されています。

※各定期点検表には、「別記 1-1（積載式移動タンク貯蔵所の定期点検表は「別記 1-2）」の表紙を添付しています。

※屋内（外）消火栓設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、パッケージ型泡消火設備、固定式泡消火設備及び電気防食施工施設の各定期点検は、製造所等の定期点検と併せて実施し、定期点検記録表も一緒に保管して下さい。

## 特定の施設に定められている点検項目

災害発生防止の観点から、定期点検記録表の項目を補完する点検を実施しなければならない施設があります。

該当する施設は、「危険物の規制に関する規則」において定められており、一定の屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、地下貯蔵タンク（地下埋設配管）を有する施設で実施しなければなりません。

地下貯蔵タンク及び地下埋設配管を有する施設において、地下埋設箇所は腐食劣化による穴が生じ、危険物が流出する事故が多く発生しています。地下埋設箇所は、目視では発見することができないため、「漏れの点検」の実施が定められています。

## 地下貯蔵タンク等の「漏れの点検」とは？

地下貯蔵タンク（地下埋設配管）を有する施設においては、「漏れの点検」を実施しなければなりません。「漏れの点検」はガスや液体により、タンク及び配管に気密漏洩がないかを確認する点検です。

具体的な方法としては、総務省消防庁から「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成 16 年 3 月 18 日付、消防危第 33 号消防庁危険物保安室長通知）により示されております。

## 点検方法

「漏れの点検」の方法は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」において、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法等によることと定めています。ただし、二重殻タンク（タンクが二重構造となっており、強化プラスチックを使用した